

給与以外の収入に関する書類 (下記の該当するものに✓)	
8	年金通知書のはがきの写し
	児童扶養手当・児童育成手当の通知書の写し
	その他 ()
9	賃貸借契約書の写し 【民間の賃貸住宅】 ・最新の契約書（家賃、支払方法、支払期間、契約期間、入居者が確認出来るもの） ・家賃変更通知書（家賃の変更があった場合） 【公社住宅（J K K窓口へ問い合わせ）】 ・住宅賃貸借証明書 ・家賃等証明書 【UR（UR窓口へ問い合わせ）】 ・賃貸借契約書 ・賃貸住宅賃貸借契約証明書 【都営住宅（都営窓口へ問い合わせ）】 ・都営住宅等使用許可証明書 ・今年度の収入確定通知書兼使用料通知書 【市営住宅（市営窓口、都営窓口へ問い合わせ）】 ・市営住宅使用許可書 ※更新時の賃貸契約書に「詳細な契約内容は原契約に順ずる」等の記載があり、契約内容が省略されている場合には原契約書も必要。さらに原契約から最新の賃貸契約書までに賃借人や不動産媒介会社等の変更があった場合には、別途変更通知文書またはその間の期間の賃貸契約書も必要。 ※本紙項目3の状況通知書は、別途記入依頼先へ直接問合せ
10	本人確認書類 (いずれか1つ：下記の該当するものに✓) (顔写真が無いものは2つ)
	運転免許証の写し
	住民基本台帳カードの写し
	パスポートの写し
	各種福祉手帳 () の写し
	健康保険証の写し
	住民票の写し
	戸籍謄本の写し
	マイナンバーカードの写し
	在留カード（お持ちの方は必須です。） RESIDENCE CARD (Required)

※書類の不備が多くみられます。不備があった場合、再度書類を提出していただく必要が生じ、申請が翌月の扱いになる場合があります。
 また、郵送申請の際には、必ず書類のコピー等を取り、保管しておいてください。
 なお、申請日の属する月の20日までに必要な書類を揃えられなかった方は、不支給となる場合があります。